

令和6年度第1回出雲市子ども・子育て会議

日時：令和6年5月21日（火）14：00～16：00

会場：出雲市役所6階全員協議会室

議事次第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長・副会長選出

4 報 告

- (1) 令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の実施状況について
- (2) 県の子育て世代への支援拡充に伴う子ども医療費助成制度の改正（案）について
- (3) 令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園状況等について
- (4) 令和6年度の放課後児童クラブの入会状況等について

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

5 議 事

- (1) こども計画の策定について

資料 5

6 その他

- (1) 今後のスケジュール

- 第2回子ども・子育て会議 8月23日（金）10：00～12：00
- 第3回子ども・子育て会議 11月 5日（火）14：00～16：00
- 第4回子ども・子育て会議 2月 5日（水）14：00～16：00

- (2) その他

7 閉 会

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の実施状況について

1. 第2期計画に係る量の見込みと確保方策について

第2期出雲市子ども・子育て支援事業計画(計画期間:R2年度～R6年度)では、子ども・子育てに関する諸施策のうち、子ども・子育て支援制度の給付対象となる教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業について、計画期間5年間の「量の見込み」と「確保方策」を記載しています。

「量の見込み」…必要定員数
「確保方策」……確保の内容及び実施時期

《計画の進行管理》

計画の適切な進行管理のため、毎年度『出雲市子ども・子育て会議』において、本計画に基づく対策の実施状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

《令和5年度の実施状況》

令和5年度の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に係る実施状況は、次ページ以降のとおりです。

《令和5年度の評価・検証》

令和5年度の教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業に係る評価・検証は、別添資料1(補足資料)のとおりです。

《参考》

出生数の推移(年度)

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
出雲市	1,599	1,571	1,474	1,406	1,436	1,381	1,490	1,350	1,239

合計特殊出生率の推移(暦年)

	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
出雲市	1.83	1.84	1.77	1.79	1.72	1.72	1.72	1.62
島根県	1.78	1.75	1.72	1.74	1.68	1.60	1.62	1.57
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.51～57

【計画】

年度				R元	R2	R3	R4	R5	R6	
幼稚園	1号 認定	3～5 歳	量の見込み（①）	1,384	1,256	1,271	1,211	978	952	
			確保方策（②）	2,460	2,470	2,470	2,470	2,435	2,435	
			②－①	1,076	1,214	1,199	1,259	1,457	1,483	
保育所	2号 認定	3～5 歳	量の見込み（③）	3,296	3,459	3,500	3,334	3,446	3,358	
			確保方策（④）	3,300	3,131	3,152	3,173	3,193	3,358	
			④－③	4	▲ 328	▲ 348	▲ 161	▲ 253	0	
	3号 認定	1～2 歳	量の見込み（⑤）	2,396	2,295	2,300	2,406	2,417	2,544	
			確保方策（⑥）	2,408	2,128	2,142	2,156	2,160	2,544	
			⑥－⑤	12	▲ 167	▲ 158	▲ 250	▲ 257	0	
		0歳	量の見込み（⑦）	395	418	417	417	384	379	
			確保方策（⑧）	493	875	882	889	884	884	
			⑧－⑦	98	457	465	472	500	505	
		小計		量の見込み（⑨）	6,087	6,172	6,217	6,157	6,247	6,281
				確保方策（⑩）	6,201	6,134	6,176	6,218	6,237	6,786
				⑩－⑨	114	▲ 38	▲ 41	61	▲ 10	505
合計			量の見込み（⑪）	7,471	7,428	7,488	7,368	7,225	7,233	
			確保方策（⑫）	8,661	8,604	8,646	8,688	8,672	9,221	
			⑫－⑪	1,190	1,176	1,158	1,320	1,447	1,988	

【実績】

年度				R元	R2	R3	R4	R5	R6	
幼稚園	1号 認定	3～5 歳	量の見込み（①）	1,255	1,155	1,086	1,000	881	773	
			確保方策（②）	2,505	2,460	2,460	2,435	2,435	2,425	
			②－①	1,250	1,305	1,374	1,435	1,554	1,652	
保育所	2号 認定	3～5 歳	量の見込み（③）	3,480	3,537	3,626	3,524	3,489	3,442	
			確保方策（④）	3,108	3,152	3,174	3,179	3,196	3,187	
			④－③	▲ 372	▲ 385	▲ 452	▲ 345	▲ 293	▲ 255	
	3号 認定	1～2 歳	量の見込み（⑤）	2,444	2,406	2,371	2,359	2,438	2,406	
			確保方策（⑥）	2,101	2,143	2,153	2,156	2,158	2,155	
			⑥－⑤	▲ 343	▲ 263	▲ 218	▲ 203	▲ 280	▲ 251	
		0歳	量の見込み（⑦）	395	396	355	375	350	298	
			確保方策（⑧）	855	882	880	882	883	885	
			⑧－⑦	460	486	525	507	533	587	
		小計		量の見込み（⑨）	6,319	6,339	6,352	6,258	6,277	6,146
				確保方策（⑩）	6,064	6,177	6,207	6,217	6,237	6,227
				⑩－⑨	▲ 255	▲ 162	▲ 145	▲ 41	▲ 40	81
合計			量の見込み（⑪）	7,574	7,494	7,438	7,258	7,158	6,919	
			確保方策（⑫）	8,569	8,637	8,667	8,652	8,672	8,652	
			⑫－⑪	995	1,143	1,229	1,394	1,514	1,733	

※各年度4月1日時点の人数

【令和5年度の主な取組】

- ・ 保育所等において、令和6年度当初に向け、施設の増改築による10人の定員増を図った。また、年度当初からの定員の弾力化を活用し、量の見込みに対応した。

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.59

【事業概要】

- 専任保健師を配置した「母子健康包括支援センター きずな」を出雲市役所健康増進課内に設置し、全市を対象とした妊娠届出時の相談強化などの支援を行う事業。

【計画及び実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
[計画]事業実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
[実績]事業実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	－

【参考】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	1,516 件	1,528 件	1,434 件	1,372 件	1,341 件	－
うち 窓口	1,413 件	1,451 件	1,358 件	1,299 件	1,261 件	－
きずな相談室	63 件	62 件	53 件	48 件	46 件	
専用ダイヤル	40 件	15 件	23 件	25 件	34 件	

【令和5年度の主な取組】

- ・ 専任保健師を配置している。全妊婦の支援プランを作成し、妊娠期からの支援強化を行った。
- ・ 市内産婦人科医療機関との連携強化を図った。

(2) 延長保育事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.60

【事業概要】

- 保育所での通常の開所時間(11 時間)の前後において、30 分以上延長して保育を行う事業

【計画】 ※「施設数」「利用者数」とも「量の見込み」と「確保方策」が同数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
施設数	51 か所	52 か所	52 か所	52 か所	52 か所	52 か所
利用者数	2,300 人	2,600 人	2,600 人	2,600 人	2,600 人	2,600 人

【利用実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	50 か所	51 か所	49 か所	50 か所	50 か所	－
利用者数(実数)	2,253 人	2,234 人	1,921 人	2,035 人	2,048 人	－

【参考】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数(延べ)	49,452 人	41,483 人	37,953 人	33,460 人	29,630 人	－
入所児童数 ※	6,060 人	6,112 人	6,117 人	6,020 人	6,058 人	－

※ 各年度 5 月 1 日時点における人数。広域入所(委託、受託とも)は含まない。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 実利用者数が増加した一方、延べ利用者数は減少した。職場の働き方改革により、保護者が保育所へ早く迎えに行きやすい環境が整備されたこと等が要因と考えられる。

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.61～62

【事業概要】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に、遊びや生活の場を提供する事業

【計画】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
[量の見込み]						
利用者数 (1～3 年生)	2,007 人	2,110 人	2,153 人	2,260 人	2,331 人	2,407 人
利用者数 (4～6 年生)	292 人	233 人	263 人	291 人	258 人	249 人
[確保方策]						
利用者数 (1～3 年生)	2,007 人	2,387 人	2,489 人	2,526 人	2,598 人	2,615 人
利用者数 (4～6 年生)	292 人	331 人	343 人	336 人	287 人	270 人
施設数	46 か所	48 か所	50 か所	50 か所	51 か所	51 か所
[確保方策—量の見込み]						
利用者数 (1～3 年生)	0 人	277 人	336 人	266 人	267 人	208 人
利用者数 (4～6 年生)	0 人	98 人	80 人	45 人	29 人	21 人

【実績】(各年度 5/1 時点)

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
利用希望者数 (1～3 年生)	2,059 人	2,110 人	2,153 人	2,260 人	2,279 人	—
利用希望者数 (4～6 年生)	252 人	233 人	263 人	291 人	297 人	—
利用者数 (1～3 年生)	2,003 人	2,083 人	2,136 人	2,231 人	2,248 人	—
利用者数 (4～6 年生)	215 人	218 人	251 人	266 人	268 人	—
利用者—希望者 (1～3 年生)	▲56 人	▲27 人	▲17 人	▲29 人	▲31 人	—
利用者—希望者 (4～6 年生)	▲37 人	▲15 人	▲12 人	▲25 人	▲29 人	—
施設数	46 か所	48 か所	50 か所	50 か所	50 か所	—

【令和5年度の主な取組】

- ・ 小学校の改修・学校再編等に伴う公設児童クラブの施設整備を実施中(3クラブ)。
- ・ 市子ども政策課に巡回相談員を配置し、支援が必要な児の対応等の相談・助言を実施した(年132回)。
- ・ 最低賃金上昇に伴う処遇改善(令和6年度予算に反映)
- ・ 土曜日開所時の職員配置の見直し(児童クラブの負担軽減)

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.63

【事業概要】

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【計画】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
訪問人数 (量の見込み)	1,468人	1,394人	1,459人	1,459人	1,494人	1,474人
実施体制等 (確保方策)	[実施体制] 市保健師 29人 委嘱助産師 11人 あかちゃん声かけ 訪問員 155人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	[実施体制] 市保健師 28人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ 訪問員 150人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無				

【実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
訪問人数	1,404人	1,311人	1,450人	1,359人	1,262人	—
実施体制等	[実施体制] 市保健師 29人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ 訪問員 152人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	[実施体制] 市保健師 29人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ 訪問員 160人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	[実施体制] 市保健師 28人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ 訪問員 151人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	[実施体制] 市保健師 27人 委嘱助産師 10人 あかちゃん声かけ 訪問員 153人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	[実施体制] 市保健師 28人 委嘱助産師 9人 あかちゃん声かけ 訪問員 146人 [実施機関] 市 [委託団体等] 無	—

【令和5年度の主な取組】

- ・ 専門職訪問、あかちゃん声かけ訪問とも全数訪問を目指し実施した。
- ・ 令和5年度は対象家庭全数に専門職訪問を実施した。例年、一定数の訪問拒否家庭があるが、令和5年1月から子育て応援交付金事業を開始し、専門職訪問時に応援金の申請書を配布することとしたことが功を奏した。

(5) 養育支援訪問事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.64

【事業概要】

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育力を高めるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業。

【計画】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
訪問人数(延べ) (量の見込み)	115人	50人	50人	50人	50人	50人
実施体制等 (確保方策)	[実施体制] 保健師・助産師・ホームヘルパー等で実施。対象者毎にサービス計画を作成し訪問者を決定する。 [実施機関] 市 [委託団体等] 家事支援ヘルパー派遣を社会福祉協議会等3者に委託					

【利用実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
訪問人数(延べ)	61人	25人	97人	74人	47人	-
実施体制等	[実施体制] 保健師・助産師・ホームヘルパー等で実施。対象者毎にサービス計画を作成し訪問者を決定する。 [実施機関] 市 [委託団体等] 家事支援ヘルパー派遣を社会福祉協議会等3者に委託					

【令和5年度の主な取組】

- ・ 支援が必要な家庭に対して、個別支援計画に沿って養育支援訪問を実施した。終了時には支援計画の評価を行い、他のサービスや支援につないだ。

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.65

【事業概要】

- 保護者が、疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設などにおいて養育・保護を行う事業

【計画】 ※「量の見込み」と「確保方策」は同数

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
子育て短期事業 (ショートステイ)	50人日	10人日	10人日	20人日	20人日	20人日

【利用実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
子育て短期事業 (ショートステイ)	21人日	0人日	14人日	7人日	32人日	-

【令和5年度の主な取組】

- ・ 令和3年度から、本事業において、里親委託も可能となるよう制度拡充を図った。

(7) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.66

【事業概要】

- 小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する相談を受け付ける事業。

【計画】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	70,000 人	60,900 人	58,500 人	56,100 人	53,900 人	51,700 人
施設数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【利用実績】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	59,864 人	40,466 人	41,849 人	45,609 人	44,956 人	－
施設数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	－

【令和5年度の主な取組】

- ・ 子育てに関する相談については、子育て支援センター全体で年間 1,289 件の相談を受け付けた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して以降も、感染予防対策を行いながら、乳幼児期の発育に関する各種講座や親子で参加できるイベントを開催し、その後の施設利用につなげた。

(8) 一時預かり事業(幼稚園型)(幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.67～68

【事業概要】

- 幼稚園において、早朝及び通常の教育時間を終了した後(降園時間以降)に預かり保育を実施する事業(実施幼稚園に在籍する園児が対象)。

【計画】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	91,010 人日	71,814 人日	71,354 人日	71,066 人日	69,397 人日	68,936 人日
②利用日数 (確保方策)	97,152 人日	97,152 人日	97,152 人日	72,000 人日	72,000 人日	72,000 人日
②－①	6,142 人日	25,338 人日	25,798 人日	934 人日	2,603 人日	3,064 人日

【利用実績】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
利用日数	72,300 人日	67,474 人日	68,035 人日	69,423 人日	66,693 人日	—
実施園数	26 園	25 園	25 園	25 園	25 園	—

※平成30年度から、すべての幼稚園で一時預かり事業(幼稚園型)を実施

※令和5年度の実施状況

7:30～18:30の実施園 25園(令和4年度は21園)

14:30～16:30の実施園 0園(令和4年度は4園)

【令和5年度の主な取組】

- ・ 保護者のニーズに応えるため、令和5年度から25園全て7:30～18:30の実施とした。

(9) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業のうち病児対応、就学後を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.69～70

【事業概要】

《一時預かり事業(幼稚園型を除く)》

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、昼間、保育所において一時的に預かる事業。

《子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:病児対応、就学後を除く)》

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

《子育て短期支援事業(トワイライトステイ)》

- 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となったとき等の緊急の場合に、児童福祉施設などにおいて児童を預かる事業。

【計画】

	年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み		21,520 人日	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日	13,910 人日
②確保 方策	一時預かり事業 (幼稚園型除く)	18,970 人日	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日	11,000 人日
	子育て援助活動支援事業 (病児対応、就学後を除く)	2,500 人日	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日	2,900 人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	50 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②－①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【利用実績】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	10,493 人日	7,027 人日	9,325 人日	7,250 人日	8,213 人日	－
子育て援助活動支援事業 (病児対応、就学後を除く)	3,109 人日	2,575 人日	2,980 人日	2,532 人日	3,165 人日	－
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	1 人日	2 人日	1 人日	1 人日	0 人日	－

【令和5年度の主な取組】

- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響もあり、利用者数が増加した。(一時預かり事業)
- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響があり、サポート件数が増加した。(ファミリーサポートセンター) ※R5 数値は暫定値。

(10) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業のうち病児対応)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.71～72

【事業概要】

≪病児・病後児保育事業≫

- 小学生までの病気や病後の児童を、保護者が仕事を休むことができないときに、医療機関や保育所に付設した施設で預かる事業。

【計画】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	3,000 人日	3,020 人日	3,020 人日	3,020 人日	3,020 人日	3,020 人日
②確保方策 病児・病後児保育事業	2,900 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日	3,000 人日
子育て援助活動支援 事業(ファミリーサポート 事業:病児対応)	100 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【利用実績】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
病児・病後児保育事業	2,606 人日	1,516 人日	2,378 人日	2,299 人日	3,002 人日	－
子育て援助活動支援 事業(ファミリーサポート 事業:病児対応)	50 人日	31 人日	25 人日	18 人日	79 人日	－

【参考】

年度	R 元	R2	R3	R4	R5	R6
病児・病後児施設数	5 施設	6 施設	6 施設	6 施設	6 施設	－

【令和5年度の主な取組】

- ・ 令和6年1月から空き状況確認サイトを開設し、利用者の利便性向上につなげた。(病児・病後児保育事業)
- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響もあり、利用者数が増加した。(病児・病後児保育事業)
- ・ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響もあり、利用者数が増加した。(ファミリーサポートセンター) ※R5 数値は暫定値。

(11) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業:就学後)

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.73

【事業概要】

- 児童の預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と、援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。

【計画】 ※「量の見込み」と「確保方策」は同数

区分	R元		R2		R3		R4		R5		R6	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
子育て援助活動支援事業 (就学後)	4,000 人日	1,150 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日	2,300 人日	1,000 人日
計	5,150 人日		3,300 人日		3,300 人日		3,300 人日		3,300 人日		3,300 人日	

【利用実績】

区分	R元		R2		R3		R4		R5		R6	
	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生	1-3 年生	4-6 年生
子育て援助活動支援事業 (就学後)	2,443 人日	671 人日	2,831 人日	769 人日	2,369 人日	1,341 人日	1,853 人日	1,159 人日	1,894 人日	1,106 人日	-	-
計	3,114 人日		3,600 人日		3,710 人日		3,012 人日		3,000 人日		-	

※R5 数値は暫定値。

【令和5年度の主な取組】

- ・ 希望を考慮しながら会員のマッチングを行った。
- ・ 民間団体のイベントに参加し、事業の周知を行った。

(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.74

【事業概要】

- 妊娠届のあった妊婦に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して妊婦健診を実施する事業。

【計画】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
人数	18,711 人	1,550 人	1,550 人	1,550 人	1,550 人	1,550 人
健診回数	14 回／人	18,290 回	18,290 回	18,290 回	18,290 回	18,290 回
実施体制等 (確保方策)	[実施場所] 県内 45 か所の医療機関(償還払い県外の医療機関可) [実施体制] 医師・助産師等 [検査項目] 県内統一項目(国の基準) [実施時期] 母子保健法による					

【利用実績】

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6
人数	1,413 人	1,455 人	1,358 人	1,299 人	1,261 人	-
健診回数	17,386 回	16,955 回	17,698 回	16,029 回	14,021 回	-

※健診回数は令和6年2月受診分までの実績(令和6年4月12日時点)

【令和5年度の主な取組】

- ・ 妊婦・産婦・乳児健康診査における受診券の利用について、窓口(母子健康手帳交付時)等で周知することで受診率の向上を図った。

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.75

【事業概要】

- 要保護児童対策調整機関を出雲市子ども家庭相談室内に設置し、訪問事業等と連携した支援を行う専門職員を配置する。

【計画】

年度	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

※第2期計画から設定

【令和5年度の主な取組】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関と連携して、児童虐待等の防止や早期発見に向けた啓発活動、要保護児童への支援を実施した。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【第2期計画書(中間見直し)記載ページ】 P.75

【事業概要】

- 支給認定を受けた子どもの属する世帯の所得状況などを勘案し、教育・保育において保護者が支払うべき日用品、文房具等や行事への参加に必要な費用等に対して助成する事業。

【実績】

- ・ 令和5年度は実施なし。(今後、状況に応じて事業実施を検討する。)

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
2	2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	定員増や年度当初からの定員弾力化の活用により、待機児童0人の継続、入所未決定者の減につながったことは評価できる。	幼稚園においては、園児数が毎年減少しており、集団生活の場での教育について、十分な効果を上げることが難しい園も見受けられる状況にある。保育所については、出生数の減少により全体の申込者数も減少傾向となっている。一方で、保育ニーズが高い地域における入所未決定者数を更に減少させる方策が必要である。	幼稚園については、出雲市教育政策審議会に「今後の市立幼稚園のあり方について」諮問しており、令和6年7月に答申を受ける予定となっている。保育所については、定員の弾力化を引き続き活用するとともに、保育ニーズの高い地域の定員増の検討を進める。
3	3. 地域子ども・子育て支援事業			
3	(1)利用者支援に関する事業	窓口件数は妊娠届出時の対応件数。妊娠届出時の相談体制強化を図っており、届出にあわせ新たにきずなプラン等を記載したパンフレットを作成し、妊娠期からの切れ目のない支援の充実を図っている。妊娠8か月頃にはSMSを利用してアンケートを実施し、妊娠期からの切れ目のない支援を通し、安心して出産子育てができるよう体制を整えている。	妊娠期からの関係構築のため、妊婦本人が来庁されなかった場合の対応や、SMSを利用したアンケート未回答者への対応が必要である。	妊娠届出時や市ホームページ、医療機関との連携等による相談先の周知の他、地区担当保健師による電話連絡や訪問により、妊娠期からの支援の充実を図る。
3	(2)延長保育事業	保護者のニーズに応じ、保育所等の開所時間を超えて、乳幼児を保育することにより、子育てしやすい環境に寄与した。	職場の働き方改革で保護者が保育所へ早く迎えに行きやすい環境が整備されたこと等により、延べ利用者数が減少するなか、延長時間の短縮を検討する園があり、保護者のニーズに応えられない園が出てくる可能性がある。	現行の延長保育事業を継続し、引き続き保護者のニーズに対応していく。

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
4	(3)放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	入会未決定が生じる校区があった。	・児童数増加等の校区では、受入可能数を超える利用希望があるため、受入増の方策が必要である。 ・児童受け入れに必要な人材の確保が困難となっている。	・利用希望に対して受入児童数が不足する校区において、法人参入の働きかけを引き続き実施する。 ・運営のあり方や、人材確保のための対策（職員の処遇改善や委託料等）を検討する。
5	(4)乳児家庭全戸訪問事業	出生数の減少に伴い、訪問数も減少しているが、基本全戸訪問出来ている。（訪問率 R4：99.5%、R5:100%）R5は訪問率100%の要因としてR5.1月から開始した出産子育て応援金事業の申請書の配布のタイミングを専門職訪問時としていることが考えられる。	初回訪問時に精神的不調（産後うつリスクが高い）が見られた褥婦について、支援のフローチャートを作成し、共有。ハイリスク者の台帳を作成し、再訪問が徹底できるようにしているが、対象者都合で再訪問100%となっていない。	引き続き、乳児のいる家庭への訪問100%を目標とする。 精神的不調（産後うつリスクが高い）が見られた褥婦の台帳をもとに、再訪問等の継続支援を徹底する。
6	(5)養育支援訪問事業	要支援家庭への支援は、他事業を併用して実施している。家事育児訪問サポート事業や産後ケア事業の充実に伴い、本事業におけるヘルパーによる支援件数は減少しているが、本事業の対象である要支援家庭に対しては、他事業も組み合わせた支援が実施できている。	養育支援訪問終了時にも今後の支援方針について検討カンファレンスを行い、継続した支援体制を整えている。寄り添った支援を行いながら、継続可能な支援（一般的なサービス等）へのつなぎを意識していく必要がある。	保護者の養育力を高め安心して地域で子育てができるよう、個々の事情などを勘案した支援計画をつくり、支援を行っていく。
6	(6)子育て短期支援事業（ショートステイ）	R3年度から里親委託も可能とし、受け入れ体制の拡充とともに迅速で柔軟な対応ができたことは評価できた。R5年度実績はすべて里親委託によるものである。	本事業は急遽申請当日に利用希望される場合もあるため、対応可能な里親等の更なる確保が必要である。	引き続き関係機関との連携により委託事業所の確保に努めるとともに、委託里親をさらに増やすため、児童相談所と連携し、里親への事業案内を実施する。

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
7	(7)地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	全体の利用者数は安定しており、R5年度の利用者数はR4年度の約99%で、出生数の減少にもかかわらず同程度を保っている。 R5.10月から公式LINEのセグメント配信により行事やイベントの効率的な発信を実施し、利用者増の取組につなげた。	R5利用者数は、計画値に比して実績が▲8,944人であり、更なる利用者増の取組強化が必要である。また、R5.5月に新型コロナが5類に移行し利用者数も持ち直してきているが、出生数減少に伴う利用者数減少の影響を最小限とする取組が必要である。	R5年度に実施を開始した利用者アンケートの結果を基にニーズを的確に把握し、保護者に寄り添った支援を展開することで、継続利用の促進をめざす。また、より効果的な情報発信の方策を検討していく。
8	(8)一時預かり事業（幼稚園型） (幼稚園における在園児を対象とした預かり保育)	令和5年度から全園で長時間預かりを実施し、長時間の預かり保育ニーズに対応できたことは評価できる。	長時間預かりを全園で実施しているが、園児数の減少は続いている。	預かり保育の長時間化等、幼稚園の魅力を広報するなど、幼稚園の入園につながる情報提供をする必要がある。
9	(9)一時預かり事業（幼稚園型を除く）	新型コロナが5類に移行した影響もあり、利用者数が増加した。利用数の増に対応できていることは評価できる。	新型コロナにより減少した利用者の今後の増に対応する必要がある。	現行の一時預かり事業を継続する。
	(9)子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	R3年度から里親委託も可能とし、受け入れ体制の拡充とともに迅速で柔軟な対応ができたことは評価できる。R5年度実績はすべて里親委託によるものである。	本事業は急遽申請当日に利用希望される場合もあるため、対応可能な里親等の更なる確保が必要である。	引き続き関係機関との連携により委託事業所の確保に努めるとともに、委託里親をさらに増やすため、児童相談所と連携し、里親への事業案内を実施する。
※子育て短期支援事業(ファミリーサポートセンター事業)は(11)に記載。				

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策
10	(10)病児・病後児保育事業等	新型コロナが5類に移行した影響もあり、利用者数が増加した。利用数の増に対応できていることは評価できる。	感染症の流行期には、利用希望が急増し定員超過となる場合がある。今後の利用ニーズの増加に対応する必要がある。	現行の病児・病後児保育事業を継続する。
11	(11)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	・ニーズに対するマッチングはできていることは評価できる。R4が減少した理由は、世帯状況の変化によりファミリーサポートを利用しなくなったケースがあったためである。 ・事業周知のため市広報掲載やホームページの活用に留まらず、デジタル等を活用した公式LINEのセグメント配信を利用し会員の確保に努めた。 ・民間団体のイベント等に参加し、事業周知を行った。	・サポートのニーズに対して、サポート可能なまかせて会員数が足りない地域があり、マッチングに苦慮する場合があるため、サポートのニーズが多いエリアにおけるまかせて会員の確保が必要である。 ・急なキャンセル時の連絡など、現行のメールや電話では対応が遅れることがある。	・引き続き民間団体のイベント等への積極的に参加し、まかせて会員の確保に努める。 ・翻訳機能のあるタブレットを導入し、多言語に対応するとともに、会員との連絡にLINEを用いてスムーズなサポートマッチングに繋げる。
11	(12)妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊娠届出時に妊婦健康診査受診券(標準受診回数14回分)を発行し、受診費用を市が負担している。標準的な検査項目については、妊婦の経済的負担なく受診ができている。	定期的に受診しない妊婦が稀にいたため、状況把握、受診勧奨が必要である。	医療機関と連携し、定期受診していない妊婦への受診勧奨を行う。

令和5年度出雲市子ども・子育て支援事業の評価・検証

資料1 対応 ページ	事業名等	評価	課題	対応策																					
12	(13)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関と共に虐待等のある子どもたちの支援を行った。 【相談受付件数（情報提供、情報照会含む）】 <table><tr><th></th><th>実件数</th><th>延べ件数</th></tr><tr><td>H30年度</td><td>299</td><td>474</td></tr><tr><td>R元年度</td><td>466</td><td>964</td></tr><tr><td>R2年度</td><td>535</td><td>973</td></tr><tr><td>R3年度</td><td>614</td><td>1150</td></tr><tr><td>R4年度</td><td>458</td><td>1523</td></tr><tr><td>R5年度</td><td>425</td><td>1669</td></tr></table>		実件数	延べ件数	H30年度	299	474	R元年度	466	964	R2年度	535	973	R3年度	614	1150	R4年度	458	1523	R5年度	425	1669	複雑な課題を抱える家庭や、親や子に発達特性等が見られる家庭が増える中、職員が対応に苦慮しているとともに、情報提供も含めた相談件数が増える中、マンパワーが不足している。また、「児童相談アドバイザー」について、R4年度は5名であったが、R5年度は4名となり、相談したい時に、調整が難しい場合があった。	・引き続き児童相談アドバイザーの助言を受けながら、各種研修への参加により職員のスキルアップを図り、早期に適切な支援を行うように努める。 ・児童相談アドバイザーについて、適任者を検討すると同時に、定期的に相談できる場を設ける。 ・引き続き、要対協の各種会議及び個別のケースを通じた関係機関（児童相談所、警察、学校、保育園等）との連携強化を図る。
	実件数	延べ件数																							
H30年度	299	474																							
R元年度	466	964																							
R2年度	535	973																							
R3年度	614	1150																							
R4年度	458	1523																							
R5年度	425	1669																							

県の子育て世代への支援拡充に伴う 子ども医療費助成制度の改正（案）について

1 県の拡充方針【県2月議会の知事施政方針で表明】

市町村が実施する子どもの医療費助成に対する県支援制度について、令和7年4月診療分から、交付金制度を補助制度に変更し、対象年齢を中学生までに拡大
(県制度補助対象：自己負担額1割(月の上限額：通院1,000円・入院2,000円))を除く部分)

【現行】

未就学児	小学生		中学生	高校生
市(1/2)	市(1/2)		※【市単助成】 県制度 対象外	県制度 対象外 (全額自己負担：3割)
県【補助金】(1/2)	県【交付金(上限あり)】 (約35%)	市 (約15%)		
※【市単助成】自己負担分	自己負担分(1割：月額上限あり)		自己負担分	

※未就学児の自己負担分、および中学生分(自己負担分を除く)は、市単独で助成

【拡充後】

未就学児	小学生	中学生	高校生
市(1/2)	市(1/2)		※県制度 対象外
県【補助金】(1/2)	※県【補助金】(1/2)		
【市単助成】自己負担分	自己負担分(1割：月額上限あり)		自己負担分

※小学生分：補助率 約35%⇒1/2、中学生分：市単独助成⇒県補助1/2

※高校生分の助成を行う場合は、市単独費助成となる

2 本市の制度改正（案）

県制度拡充に伴い増加する財源を活用し、医療費助成対象を高校生年代まで拡大する。

○改正時期：令和7年4月1日

【現行】

対象	未就学児	小学生	中学生	高校生
入 院	無料	1割負担（限度額：2,000 円／月）		3割負担
通 院		1割負担（限度額：1,000 円／月）		
薬局等		無料		

【改正（案）】

対象	未就学児	小学生	中学生	高校生
入院	無料	1割負担(限度額：2,000円/月)		
通院		1割負担(限度額：1,000円/月)		
薬局等		無料		

3 財政影響見込額

- ・助成対象を高校生年代に拡充することによる医療費助成額の増 86,000 千円
- ・県の制度拡充に伴う財源の増 76,130 千円
- ・市の制度改正（案）に伴う実質負担額（一般財源） 9,870 千円

【現行】

（単位：千円）

対象	医療費助成額 (※)	県交付金	一般財源
小学生	193,000	63,370	129,630
中学生	86,000	0	86,000
合計 ①	279,000	63,370	215,630



【改正後】

（単位：千円）

対象	医療費助成額 (※)	県補助金	一般財源
小学生	193,000	96,500	96,500
中学生	86,000	43,000	43,000
高校生	86,000	0	86,000
合計 ②	365,000	139,500	225,500
増減額 ②－①	86,000	76,130	9,870

(※) 医療費助成額：高額医療費収入を除く額

4 今後の予定

- | | | |
|------|------|----------------------------|
| 令和6年 | 6月以降 | 県が具体的な制度創設を議会で表明（見込） |
| | 9月 | 補正予算（システム改修等準備経費）、条例改正案 提出 |
| 令和7年 | 1月 | 申請受付開始 |
| | 3月 | 新制度の受給資格者証交付 |
| | 4月 | 新制度適用開始 |

令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園状況等について

令和6年度の保育所・幼稚園の入所・入園については、昨年11月に受付を開始し、年度末にかけて調整を行いました。調整の結果、4月1日時点の入所・入園状況について、下記のとおりとなりましたので報告します。

なお、保育所の待機児童数については、毎年4月の状況が9月頃に国から公表されており、今回は速報値として報告します。

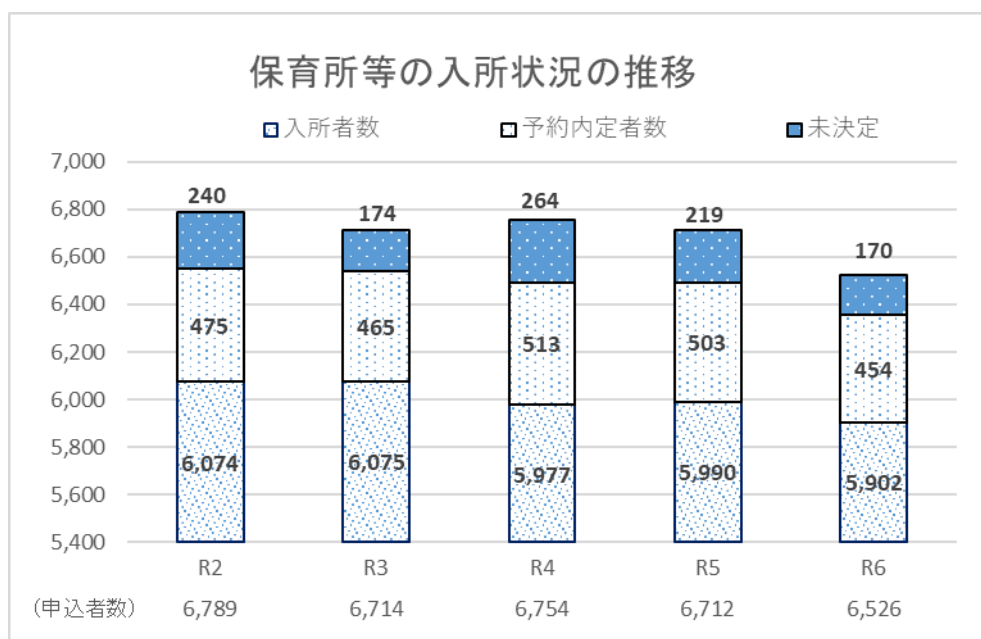
1. 保育所等の入所状況

(1) 保育所・認定こども園（保育所部）・小規模保育事業（受託含む）（単位：人）

年度	施設数	定員数 A	申込者数 (B+C+D)	4/1 入所 者数 B	予約内定 者数 C	未決定者 数 D	入所率 (B+C)/A
R6	57	5,957	6,526	5,902	454	170	107%
R5	57	5,967	6,712	5,990	503	219	109%
増減	0	▲10	▲186	▲88	▲49	▲49	▲2%

※定員数の減少は、定員改定による10人減（1施設10人増、1施設20人減）

※申込者数の中には、転園希望、予約入所等の児童数も含む



(2) 保育所待機児童の状況（4月1日時点）

R6年度 0人（速報値）

R5年度 0人

※待機児童とは、次の理由（国基準）による者を除いた入所未決定者

- ・幼稚園、認可外保育施設などで、適切な保育を受けている者
- ・認可保育所を利用しているが、転園を希望している者
- ・産休・育休明けの利用希望で、4/1時点（調査日）よりも後に入所希望の者
- ・他に利用可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望する者

2. 受入れ枠拡大のための方策

- ・増改築整備に対する補助（令和6～7年度：2か所・15人増）
- ・年度当初からの「定員の弾力化」活用及び保育士確保・定着化事業の継続

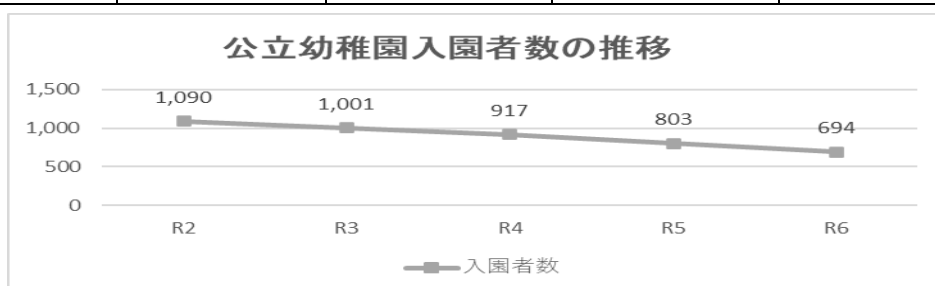
3. 幼稚園等の入園状況

幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

(1) 公立幼稚園（受託含む）

（単位：人）

年度	施設数	定員数	申込者数	入園者数
R6	25施設	2,325	694	694
R5	25施設	2,325	803	803
増減	0	0	▲109	▲109



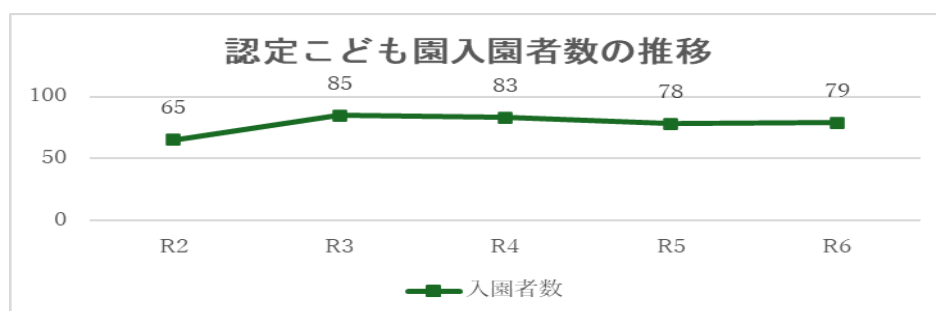
※令和5年7月24日に、出雲市教育政策審議会に「今後の市立幼稚園のあり方について」諮問。令和6年7月頃に答申予定。

(2) 認定こども園

（単位：人）

年度	施設数	定員数	申込者数	入園者数
R6	4施設	100	79	79
R5	4施設	110	78	78
増減	0	▲10	1	1

※定員数の減少は、定員改定1施設による10人減



令和6年度の放課後児童クラブの入会状況等について

令和6年度の放課後児童クラブの入会については、昨年11月～12月、各地区運営委員会、社会福祉法人等で申請を受け付け、申込数が受入可能児童数を超えるクラブにおいては、保護者の就労状況、家庭の状況等から審査・調整を行いました。調整の結果、4月1日時点の入会状況について、下記のとおりとなりましたので報告します。

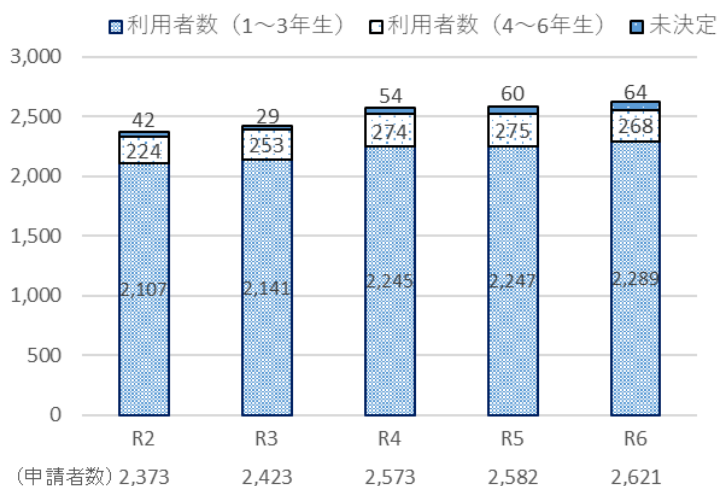
なお、放課後児童クラブの入会状況については、毎年5月1日の状況を国に報告しているため、4月1日時点の状況は暫定値として報告します。

1. 放課後児童クラブの入会状況（各年度4月1日時点）

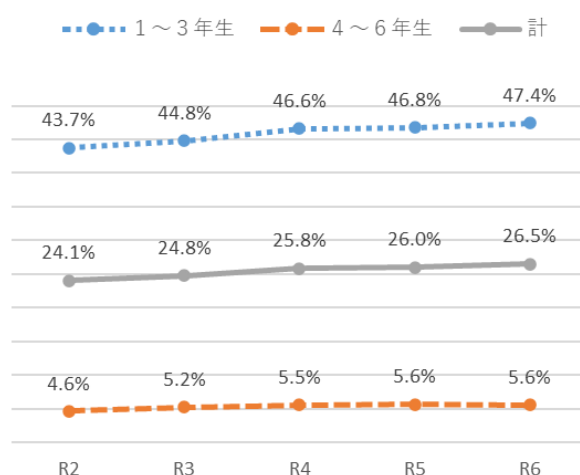
(単位：人)

年度	施設数	申込者数 (A+B)	入会 決定者数 A	Aの内訳		未決定 者数 B	Bの内訳	
				1～3年	4～6年		1～3年	4～6年
R6	50	2,621	2,557	2,289	268	64	35	29
R5	50	2,582	2,522	2,247	275	60	31	29
増減	0	39	35	42	▲7	4	4	0

利用者数及び未決定者数の推移



児童クラブ利用率の推移



2. 受入枠拡大のための施設整備と人材確保対策等

(1) 施設整備

(単位：人)

内容	受入児童数（見込）			運営開始 時期（予定）
	整備前	整備後	増減	
今市第2児童クラブ （今市小学校区） 今市小学校北校舎の老朽化による改築に合わせて実施	5 8	7 9	2 1	R6.12～
大津第1、第2児童クラブ （大津小学校区） 大津小学校屋内運動場の老朽化等による改築に合わせて実施	2 1 3	2 2 5	1 2	R6.10～
旅伏小学校の児童クラブ （旅伏小学校区） 平田4地区統合小学校整備に合わせて国富あおぞら児童クラブとひかり児童クラブの2クラブを統合	7 8	9 0	1 2	R7.4～
出東小児童クラブ （出東小学校区） 出東幼稚園跡地に改築整備（出東小学校内から移転） 令和6年度実施設計、令和7年度工事予定	2 9	5 0	2 1	R8.4～

※今後も、小学校区ごとの申込状況や児童数推計を踏まえ、順次計画的な整備を行う。

(2) 人材確保対策

処遇改善の取組 (委託基準表の改定)	- 令和3年度に就業規則モデルを全運営委員会に示し、処遇改善の取組を推進。 - 令和5年度の最低賃金上昇に合わせ、給料表及び委託基準表を改定。(令和6年4月適用)
人材確保支援事業	「島根県放課後児童クラブ人材確保支援事業（県事業）」において、派遣職員の派遣手数料を県と市で負担。(令和2年度～)
他機関との連携・活用	- 県立大学や島根大学と連携し、学生ボランティアやアルバイトによる人材確保を支援。(令和4年度～) - 福祉人材センターの活用について情報提供。(令和5年度～) - シルバー人材センターにおける児童クラブ補助スタッフ養成研修会を実施(令和5年度県事業)。シルバー人材センターの活用について情報提供。

(3) 法人参入の推進

未決定のあるクラブ校区において、保育所運営している社会福祉法人等に施設整備及び運営費補助を実施。

- ・実施クラブ：7クラブ
- ・対象校区：塩冶、高松、高浜、神戸川、長浜、平田、西野（各校区1クラブ）

こども計画の策定について

1 出雲市こども計画

こども基本法（以下「法」という。）第10条の規定により、出雲市こども計画を策定し、本市のこども・若者施策に関する事項を定める。

- (1) 策定期間：令和6年度
- (2) 計画期間：令和7年度（2025）から令和11年度（2029）の5年間
- (3) 内 容：国の「こども大綱」を勘案して作成（法第10条）

【こども大綱の内容】

○めざす社会：こどもまんなか社会

○基本的な方針（6つの柱）

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

○重要事項（ライフステージごとに示す）

○こども施策を推進するために必要な事項（こども・若者の社会参画・意見反映）

市町村こども計画は、以下の必須計画の内容を含むものであるとともに、現計画を内包してもよいことから、本市においても「出雲市こども計画」に一本化する。

※ 必：必須計画、現：現計画、そ：その他計画

国が示す関連法令及び計画			出雲市の 現計画	計画 期間
	法令等	計画		
必	少子化社会対策基本法	少子化社会対策大綱	—	—
必	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	—	—
必 現	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画	いきいき こどもプラン (第2期)	R2～R6
現	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画		
現	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援行動計画		
そ	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子・寡婦自立促進計画	—	—
そ	—	新・放課後子ども総合プラン	—	—
そ	—	新子育て安心プラン	—	—

2 計画策定スケジュール

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
出雲市こども計画		骨子作成			素案作成	次期計画書 及び 概要版 (初稿)		次期計画書 及び 概要版 (中間報告)	議会報告		次期計画書 及び 概要版 (最終)	議会報告
子ども・子育て会議		第1回			第2回			第3回			第4回	
調査	子ども・若者 意識・生活状況に 関する実態調査		←→									
	子ども・子育て支援の ニーズ調査 ※R5年度実施済み											
パブリックコメント (子ども・一般)									←→			
その他 (高校生アンケート・中学生サ ミット・市長中学校訪問)				←→					※予定			

3 ニーズ調査等

こどもの意見反映（法第11条）については、各課が実施する既存のアンケート等を活用するほか、以下のアンケート調査の実施を予定。

① 既存のアンケート調査等

- ・出雲市総合振興計画「高校生アンケート」（政策企画課）
- ・出雲市中学生サミットでの意見（学校教育課）
- ・市長の中学校訪問での意見（学校教育課）

② 調査実施予定

実施調査	根拠法令	実施時期	対象			
			未就 学児	小学生	中高生	～39歳
子ども・子育て支 援のニーズ調査 (R5年度予算)	子ども・子育て 支援法 次世代育成支援 対策推進法	令和6年 1月 (済)	保護者 (対象者3,000人)			
子どもの生活状況 に関する実態調査	子どもの貧困 対策の推進に 関する法律	令和6年 6月 (1か月)	小学6年生～39歳 (子ども・若者)			
子ども・若者意識 調査	子ども・若者 育成支援推進法					

※2つの調査を一括して実施（対象者3,000人）

4 目次（案）

第1章 計画策定にあたって

- I 計画策定の趣旨・位置づけ
- II 計画の基本的視点
- III 計画の期間
- IV 計画の対象
- V 策定の方法

第2章 計画の基本的な考え方

- I 基本理念
- II 基本方針
- III 施策の体系

第3章 施策内容

- I こどもの権利が保障されるまちづくり
- II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援
- III 全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり
- IV こども・子育てにやさしいまちづくり

第4章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込み・確保方策）

- I 教育・保育等の提供区域
- II 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策
- III 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第5章 計画の進行管理

- I 計画の進行管理

資料編

- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況
- 出雲市子ども・子育て会議

5 基本理念(=めざす姿)(案)

こどもたち一人ひとりが主人公

【参考】現「子ども・子育て支援事業計画（いきいきこどもプラン）」の基本理念とめざす姿

基本理念
子育てに喜びを実感できる社会の実現

めざす姿
子どもとともに未来に向かって歩むまち いずも 明日のいずもを担う子どもが豊かな人間性を育み、個性と能力を伸ばしながら 自分自身で未来をひらく力を身につけられるまち

6 基本方針(案)

(1) こども大綱との比較

	基本方針（案）	こども大綱基本方針
①	こどもの権利が保障されるまちづくり	① こども・若者を権利主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
②	ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
③	全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり	④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
④	こども・子育てにやさしいまちづくり	⑤ 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 各基本方針の取組内容（具体的事業）

	基本方針	取組内容
①	こどもの権利が保障されるまちづくり	こどもの権利の普及啓発 （児童虐待防止月間等） こどもの権利に関する学習機会の充実 （職員研修、市民向け講座、学校への出前授業等） <u>こどもの意見表明・社会参加の促進【新規】</u> （高校生アンケート、中学生サミット、中学校訪問等）
②	ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援	妊娠期の支援 （母子手帳交付、妊婦健康診査、あかちゃんお世話教室、不妊治療等） 出産期の支援 （乳児全戸訪問、産後ケア、子育てサポーター等） 乳幼児期の支援 （乳幼児健診、乳幼児等医療費助成、保育所・幼稚園・認定こども園、子育て支援センター等） 学童期・思春期の支援 （保幼小連携、小中連携、放課後児童クラブ、子ども医療費助成、総合的学習の推進、ふるさと教育、いじめ・不登校対策等） <u>青年期の支援【新規】</u> （ひきこもりに関する相談・就職支援等）
③	全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり	児童虐待防止対策の充実 （相談支援体制強化、研修・啓発活動、関係機関との連携等） こどもの貧困、ヤングケアラーに対する支援 （研修・啓発、相談支援、保育料・副食費の軽減、こども食堂への支援等） 発達支援、障がい児への支援 （乳幼児健診、発達クリニック、スクールヘルパー、巡回相談、就学相談等） 外国にルーツのあるこどもの支援 （通訳・翻訳員の配置、ネットワークの構築等） こどもの健康・体力づくり （食育推進、運動習慣等）
④	こども・子育てにやさしいまちづくり	子育てしやすい社会環境づくり <u>【一部新規】</u> <u>○生活の基盤となり将来に希望が持てる雇用の場の確保</u> <u>○出会い・結婚支援</u> <u>○移住・定住支援</u> <u>○働きやすい職場環境づくり</u>（男女共同参画、イクボス宣言登録企業の拡大、ワーク・ライフ・バランス普及啓発等） ○こども・若者や子育て当事者にかかわる職種の人材の確保・育成・支援 ○子育て世帯に向けた情報発信（SNSの活用等） <u>○地域や市全体で子どもや子育てを応援する意識の醸成</u> <u>○デジタルを活用した子育て世帯への支援</u> 子育て当事者への支援 ひとり親への支援 （就業相談、就学援助、日常生活支援、奨学金制度、学習支援等） 子育てや教育に関する経済的負担の軽減（重複）等 こどもの安心・安全の確保 （犯罪防止・交通安全、受動喫煙防止、情報モラル教育等）